



農委だより ところざわ 第85号

令和3年9月

所沢市イメージマスコット トコロん

- 農地のことは農業委員会へ…
農地法による許可申請の受付締切は **毎月10日** です。

発行：所沢市農業委員会 所沢市並木一丁目1番地の1 ☎04-2998-9264

今月の紙面

農業施策に関する要望書を提出等……………2ページ
所沢市農地サポート事業等……………3ページ
市からのお知らせ……………4ページ



市内の農地の利用状況を調査しましたー農地利用状況調査ー

農業委員会は、7月27日から8月4日まで市内の農地の利用状況を調査しました。

この調査は、農地が遊休化または遊休化のおそれがないか確認することを目的に毎年実施しています。

調査の結果、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」又は「農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地」について、所有者等に対して適正管理するよう指導するとともに、農地法に基づく「※利用意向調査」を実施しました。

利用意向調査では、農地の今後の利用方法として、「農地中間管理事業を利用する」、「所有権の移転又は貸借権の設定を行う」、「自ら耕作する」などの意向を伺います。

利用意向調査から6か月経過後も意向どおりに対応しない場合や、意向を表明しない場合は農地中間管理機構との協議を勧告することになります。協議の勧告を受けた農地は、相続税の納税猶予が打ち切れ、猶予税額に加えて利子税を納付する必要が生じます。

農地の適正管理に皆様のご理解とご協力をお願いします。

※利用意向調査の詳細は2ページへ

所沢市農業施策に関する要望書を市長に提出

6月23日に、農業委員会は藤本正人市長へ「所沢市農業施策に関する要望書」を提出しました。

市内の農業者が意欲と希望をもって農業に取り組める環境の実現と都市近郊型農業の振興を要望するものです。

1 優良農地の保全と有効活用について

- ①集团的優良農地の効率的な利用を図るため、生産基盤の改善の支援に積極的に取り組む。
- ②市内全域において、市民農園や体験農場等の増設を推進する。
- ③農業用井戸の長寿命化を図るための補助制度を拡充する。

2 担い手の確保・育成について

- ①農業後継者の育成を図るための支援施策を拡充する。
- ②新規就農者や定年帰農者等に対し、必要な支援施策を講ずる。

- ③企業やNPO法人の農業への参入促進、高齢者・障がい者等が農業参画を図る「農福連携」等により、多様な農業の担い手を確保する。

3 農業振興施策の充実について

- ①所沢産農産物のブランド化を進めるとともに、インバウンド等にも対応できるよう積極的に情報を発信する。
- ②地産地消を進めるため、学校給食等への導入システムの構築や、農産物直売所の充実について関係機関に働きかける。
- ③農業経営の安定化を図るため、農業者の所得向上に向けた新たな技術指導やスマート農業等への取り組みに対する支援や補助制度の拡充を図る。
- ④健全な農業経営に必要な屋外焼却について、市民等の理解が得られるよう関連部署及び関係機関との連携を図る。

農地の利用意向調査が変わりました

農地の利用意向調査は、毎年夏季に実施している農地の利用状況調査の結果、遊休農地とされた農地の所有者に対し、今後の農地の利用方法についての意向を伺うものです。この利用意向調査が令和3年度から大きく変わりました。変更点は次のとおりです。

◆実施時期の前倒し

所沢市では毎年11月末に実施していましたが、夏の利用状況調査後ただちに行うこととされたことから、利用状況調査後の是正指導と同時に実施しました。

◆回答期限の前倒し

昨年度までは1月末が回答期限でしたが、今年度から利用意向調査書の発出後1か月以内に変更、8月末の期限になりました。

◆すべての遊休農地が対象に

昨年度までは、農地中間管理機構が利用の効率化を促進することができないと判断した農地は、利用意向調査の対象外とされていました。

しかし農地法施行規則が令和3年4月に改正され、すべての遊休農地について利用意向調査を行うこととなりました。

◆回答後の現地確認

利用意向の回答後6か月経過後に、その意向どおりに農地が利用されているか、農業委員会が現地確認を行います。所沢市では令和4年3月に実施予定です。

利用意向調査書が届いたら…

必ずご回答ください。回答のない場合は、農地利用最適化推進委員が訪問し、回答用紙の回収や聞き取り調査を行う場合があります。回答しなかった場合も6か月後の現地確認の対象となり、適切に管理されていない場合は農地中間管理機構への協議の勧告を行うこととなります。

農地の管理ができずお困りの場合は、農業委員会へご相談ください。農業委員会では農地の貸し借りをお手伝いする「所沢市農地サポート事業」を実施しています。

荒れてしまった農地の是正は困難です。諦めて放置せず、貸し出し等ご検討ください。

問い合わせ 農業委員会事務局

(☎2998-9264)

～農地を有効活用しませんか～ 所沢市農地サポート事業

農業委員会では、農地を貸したい・売りたい方と、農地を借りたい・買いたい方の中継ぎをしています。

農地所有者の希望により、貸したい・売りたい農地を農地サポート台帳に登録します。農地サポート台帳は農業経営を拡大したい方や新規就農者など、農地を必要とする方が閲覧できます。

■所有者さまは…

貸したい・売りたい農地を登録

貸したい・売りたい農地の情報を登録します。登録する内容は、対象農地の所在地、面積、状況（休耕・果樹・茶畑等）、貸し付け・売り渡しの別です。貸し付けの場合は貸付期間も登録します。所有者の住所・氏名・連絡先など、個人情報は公開しません。

■農地を必要とする方は…

希望する農地や作付け計画を登録

農地を借りたい・買いたい方は、希望する農地の所在地と面積、希望する農地の状況、作付け計画、借り受け・買い受けの別などを登録します。登録内容は農地サポート台帳には掲載しません。

■サポート台帳の閲覧

借りたい・買いたい方は登録後、農地サポート台帳を閲覧することができます。希望する条件に合う農地が見つかった場合は、農業委員会が間に入り、所有者との連絡調整を行います。おおむねの合意後は所有者と連絡先を交換し、詳細について当事者間で直接交渉します。

■手続きの場所

登録・サポート台帳の閲覧は、ともに農業委員会事務局で受け付けています。来庁の際は、免許証等の写真付き身分証明書をお持ちください。

問い合わせ 農業委員会事務局

(☎2998-9264)

営農意向及び実態調査の結果をお知らせします

毎年12月に実施している営農意向及び実態調査について、令和2年度の調査結果をお知らせします。令和2年度は2,007件を発送し、77.4%にあたる1,554件の回答がありました。

この調査は、農業委員会活動の基礎となる情報を把握するための大切な調査です。今年度も回答へのご協力をお願いいたします。

～～ 令和2年度 調査結果 ～～

営農拡大	54件 (3.5%)
営農縮小	356件 (22.9%)
現状維持	967件 (62.2%)
無記入	177件 (11.4%)

合 計 1,554件 (100%)

老後生活に備えて 農業者年金

- ◆20歳以上 60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事されている方が加入できます。
- ◆保険料は、月額20,000円から67,000円までの1,000円単位で自由に設定でき、全額社会保険料控除の対象となります。
- ◆将来受け取る年金は公的年金等控除対象です。
- ◆仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳まで受け取れることになっていた老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

問い合わせ 農業委員会事務局

(☎2998-9264)

農業機械情報登録事業

農業委員会では、不要となった農業機械や資材を登録していただき、必要としている方に取次ぐ事業を実施しています。

トラクター、耕運機、マルチャー、野菜洗い機等で稼働する農業機械や、野菜コンテナ、トンネル支柱等の農業用資材を無料または安価で譲っていただける方は、お知らせください。

使っていない農業機械等を有効活用し、機材が不足しがちな新規就農者や、経営を拡大し機材を必要としている農家を応援しませんか。

問い合わせ 農業委員会事務局

(☎2998-9264)

農業振興課からのお知らせ

◆農薬は適切にご使用ください

農薬は、農作物の病気や害虫の防除に有効な手段で、適切に使用すれば安全な資材です。しかし周辺へ飛散（ドリフト）することで、隣接する作物への残留、自分や家族、近隣住民の健康に影響を及ぼすなど、思わぬ問題を引き起こす場合があります。天候や時間帯にも注意するなど、安全対策を十分に行ううえで使用してください。

周囲のために

- ドリフトしにくい農薬の使用を検討する
- 飛散防止ネットの設置、障壁作物の植栽など、遮蔽対策を行う
- 緩衝帯を設けるなど十分な距離を確保する
- 風の弱い日を選び風向きに注意しながら、作物にノズルを近づけ近距離から散布する
- ほ場周縁部では、外側から内向きに散布
- 隣接する農地を耕作している人や周辺住民との情報交換を大切にして、連携をとる

自分を守るために

- 農薬のラベルを確認し、「作物名」「使用量」「希釈倍数」「使用時期」「有効成分ごとの使用回数」など使用基準を守る
- マスク、ゴーグル、肌が出ない作業着を身に着けて散布し、作業後はうがいをする
- 適切なノズルを選び適正な圧力で散布する
- 無登録農薬や、古くなって有効期限の切れた農薬は絶対に使用しない

◆耕作していない農地を活用しませんか

所沢市では、農業に期待を抱き新規就農する人が多くいます。一所懸命に農業に取り組んでいるところですが、さらに規模拡大し、まとまった農地を借りたいという声も聞かれます。耕作していない農地がありましたら、希望者へ貸して有効活用してみませんか。利用権を設定することで、あらかじめ期間を定めて貸すことができます。

また、不要な農業用機械・資材の譲り渡しも可能です。農業委員会の登録事業をご利用ください。

問い合わせ 所沢市農業振興課
(☎2998-9158)

農地法の違反に対する処分と罰則

農地を農地以外（住宅・駐車場・倉庫等）にする場合（農地転用）や農地を売買等するときは、農地法により許可を受けなければなりません。

許可を得ずに工事に着手した場合や、転用許可の計画どおりに工事が行われていない場合、県知事による工事の中止命令や、農地への原状回復命令を受ける場合もあります。

また、法律の規定により、違反転用者及び所有者に対し、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金という厳しい罰則の適用もあります（農地法第64条、第67条）。農地転用をする場合は、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

問い合わせ 所沢市農業委員会事務局
(☎2998-9264)

所沢市国民健康保険 特定健康診査のご案内 ～早期発見・早期治療が大切です～

対象	40～74歳までの所沢市国民健康保険加入者
受診期限	令和4年2月28日まで
受診医療機関	市内協力医療機関100か所以上
検査項目	血圧、血液、尿、肝機能検査など
自己負担額	800円
追加可能項目	胸部X線検査（200円） 大腸がん検診（500円） 前立腺がん検診（1,000円）

◎前立腺がん検診は、今年度中に50～80歳までの5歳刻みの年齢になる男性が対象です。

◎詳細は、市から送付した受診券一式（黄色い封筒で郵送）をご確認ください。

問い合わせ 所沢市国民健康保険課
(☎2998-9131)

全国農業新聞を購読しませんか

発行日	月4回金曜日
購読料	月額700円
発行所	全国農業会議所

●購読の申し込みは農業委員会事務局へ●